

令和6年度（2024年度） 熊本市児童館運営審議会資料

1. 熊本市児童館運営審議会委員名簿・・・P 1
2. 熊本市児童館関係課組織図・・・P 2
3. 熊本市児童館の施設概要一覧・・・P 3
4. 令和5年度（2023年度）事業報告及び令和6年度（2024年度）事業計画・・・P 4
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する児童館活動について・・・P 5～6
 - ・児童館の備品（遊具）購入について・・・P 7
 - ・児童館の利用状況・・・P 8～14
 - ・児童館年間行事・・・P 15～19
 - ・児童クラブの活動・・・P 20～21
 - ・職員研修及び情報交換・・・P 22
5. 児童館の広報について・・・P 23～24
6. 児童館予算資料・・・P 25
7. 関係法令（抜粋）・・・P 26～34
 - ・児童福祉法
 - ・児童福祉施設の整備及び運営に関する基準
 - ・熊本市児童館条例
 - ・熊本市児童館条例施行規則
 - ・熊本市児童館運営審議会規程

【別冊資料】

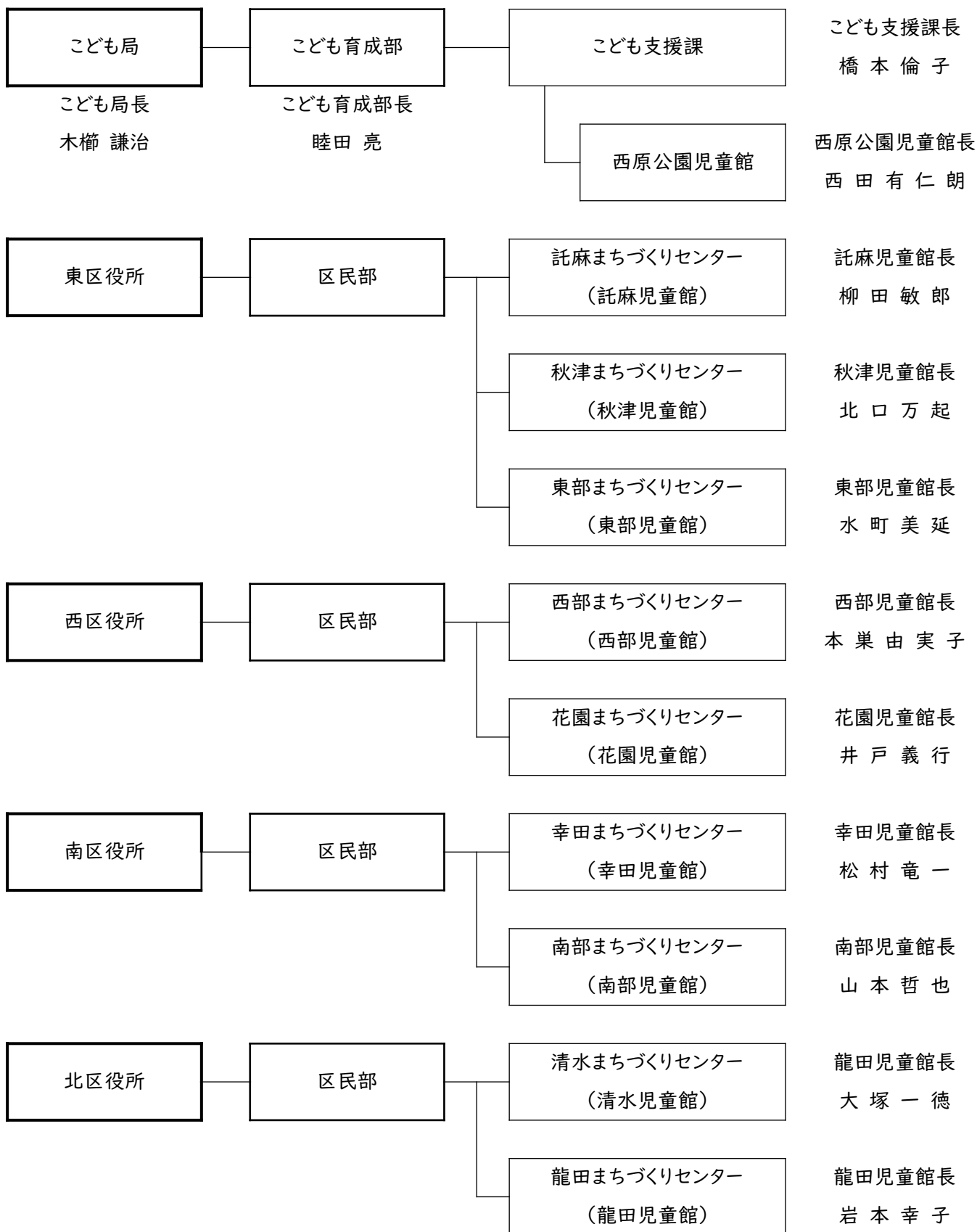
- （別冊1）令和5年度（2023年度）児童館活動報告
- （別冊2）令和6年度（2024年度）熊本市児童館利用者アンケート報告書
- （別冊3）事前質問書
- （参考1）指定管理及び民間児童館運営状況
- （参考2）各児童館だより（令和6年（2024年）8月号）
- （参考3）令和5年度（2023年度）児童室活動報告書

令和6年（2024年）8月21日（水）
熊本市こども局こども育成部こども支援課

令和6年度（2024年度）
熊本市児童館運営審議会委員名簿

規則による区分	委員名	所属団体・役職名
(1) 学識経験者	亀井 裕子	平成音楽大学 未来創造学科長 教授
	水町 愛	九州ルーテル学院大学 人文学部人文学科 保育・幼児教育専攻 講師
	竹内 博	熊本市青少年健全育成連絡協議会 副会長
	山崎 雄三	熊本市保育園連盟 理事
	田上 きみ子	熊本市私立幼稚園・認定こども園協会 会長
(2) 公民館の代表者	田上 勝幸	熊本市地域公民館連絡協議会 副会長
(3) 児童委員	中島 花江	熊本市民生委員児童委員協議会 理事
(4) 学校長	川上 輝美	熊本市小学校長会 熊本市立桜木小学校 校長
(5) PTAの代表者	廣島 大樹	熊本市PTA協議会 常任理事
(6) ボランティアの代表者	川本 浩右	熊本市ボランティア連絡協議会 副会長
(7) 子ども会の代表者	森 ゆみ子	熊本市子ども会育成協議会 理事
(8) 母親クラブの代表者 (地域子育てクラブ)	奥村 栄子	西原公園児童館 母親クラブ(地域子育てクラブ) 会長
合計	12名	

令和6年度(2024年度) 熊本市児童館関係課 組織図



熊本市児童館の施設概要一覧

令和6年（2024年）4月1日現在

児童館名	西原公園 児童館	託麻 児童館	秋津 児童館	東部 児童館	西部 児童館	花園 児童館	幸田 児童館	南部 児童館	清水 児童館	龍田 児童館
所在地	中央区 九品寺4-24-4 (西原公園内)	東区 長嶺東7-11-5 託麻まちづくり センター	東区 秋津3-15-1 秋津まちづくり センター	東区 錦ヶ丘1-1 東部まちづくり センター	西区 小島2-7-1 西区役所 西部まちづくりセンター	西区 花園5-8-3 花園まちづくり センター	南区 幸田2-4-1 幸田まちづくり センター	南区 南高江6-7-35 南部まちづくり センター	北区 清水亀井町14-7 清水まちづくり センター	北区 龍田弓削1-1-10 龍田まちづくり センター
主な併設施設										
事業開始年月日	昭和53年8月1日	昭和56年5月	昭和60年8月10日	昭和52年9月1日	平成14年4月19日	平成28年8月27日	昭和57年6月	昭和62年7月6日	昭和59年7月10日	昭和54年7月11日
構造	鉄筋コンクリート 3階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 一部2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 一部2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建
建設費 (児童館分含む)	52,585 千円	492,700 千円	529,235 千円	311,552 千円	1,219,869 千円	950,000 千円	470,850 千円	451,115 千円	449,829 千円	323,962 千円
敷地面積	846.21 ㎡	7,290.20 ㎡	11,165.53 ㎡	8,002.30 ㎡	10,274.00 ㎡	5,145.00 ㎡	5,578.00 ㎡	8,284.61 ㎡	8,363.26 ㎡	5,380.00 ㎡
建物面積	320.86 ㎡	1,900.00 ㎡	1,962.74 ㎡	2,030.14 ㎡	2,200.08 ㎡	1,841.00 ㎡	1,950.94 ㎡	1,917.27 ㎡	1,779.76 ㎡	1,769.00 ㎡
総合出張所 区役所	-	248.50 ㎡	-	255.34 ㎡	294.64 ㎡	-	265.49 ㎡	-	125.32 ㎡	246.00 ㎡
公民館	-	1,343.52 ㎡	1,287.99 ㎡	1,412.31 ㎡	1,592.04 ㎡	1,447.00 ㎡	1,029.61 ㎡	1,413.70 ㎡	1,316.97 ㎡	1,253.00 ㎡
その他	-	31.38 ㎡	320.61 ㎡	-	-	96.00 ㎡	277.05 ㎡	204.93 ㎡	-	-
児童館	320.86 ㎡	276.60 ㎡	354.14 ㎡	362.49 ㎡	313.40 ㎡	298.00 ㎡	378.79 ㎡	298.64 ㎡	337.47 ㎡	270.00 ㎡
遊戯室	53.00 ㎡	145.50 ㎡	149.00 ㎡	128.00 ㎡	143.90 ㎡	150.00 ㎡	146.00 ㎡	153.21 ㎡	138.63 ㎡	130.00 ㎡
集会室	74.00 ㎡	-	61.00 ㎡	-	-	54.00 ㎡	-	53.43 ㎡	-	-
図書コーナー	45.00 ㎡	17.50 ㎡	20.00 ㎡	18.00 ㎡	20.00 ㎡	16.00 ㎡	19.00 ㎡	19.80 ㎡	16.00 ㎡	14.00 ㎡
創作活動室	-	58.61 ㎡	-	69.00 ㎡	49.80 ㎡	-	59.00 ㎡	-	60.40 ㎡	42.00 ㎡
事務室	11.00 ㎡	21.89 ㎡	85.00 ㎡	23.00 ㎡	18.60 ㎡	78.00 ㎡	24.00 ㎡	18.92 ㎡	22.80 ㎡	22.00 ㎡
休養室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	137.86 ㎡	33.10 ㎡	39.14 ㎡	124.49 ㎡	81.10 ㎡	-	130.79 ㎡	53.28 ㎡	99.64 ㎡	62.00 ㎡
担当職員 (内 児童厚生員)	4人 (1人)	3人 (2人)	3人 (2人)	4人 (3人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (2人)	4人 (2人)
主な遊具	卓球台 すべり台 (屋内)	卓球台 大型つみき 三輪車、四輪車	巧技台 滑り台(屋内・外) ブランコ ロッキンパビー	ジャンブルジム 馬の乗り物 ままごとセット	平均台 大型つみき すべり台 (屋内・屋外) アクションジム	ログハウス (屋内) 滑り台 (屋内・屋外) 鉄棒、砂場、 ロッキンパビー (屋外) 巧技台 (平均台)	滑り台 (屋内・屋外) 跳び箱 鉄棒	跳び箱 巧技台 (平均台)	(屋外) 滑り台、鉄棒、 砂場、ロープスイング、 ジャンブルジム (屋内) 滑り台、リトル コテージ、やわらかス ロープ、セフティマッ ト、ミニランポリン	すべり台 (屋内・屋外) 卓球台・鉄棒 ままごと (ハウス) 大型積み木

建 物 概 要

令和5年度(2023年度)事業報告 及び 令和6年度(2024年度)事業計画

【運営方針】

- 1. 児童に健全な遊びを提供し、児童の健康・体力増進と親子のふれあい促進を図る。
- 2. 児童の多様性や価値観の違いを認識し、個性を尊重する。
- 3. 児童の優れた能力を見い出し、積極的に伸ばしていく。
- 4. 集団活動や異年齢児交流の機会を確保し、児童の積極性や協調性を育む。
- 5. 地域子育てクラブ等の地域組織と連携し、地域ぐるみで児童の育成を支援する体制を築く。
- 6. 子育ての負担感を軽減するため、子育ての情報提供や情報交換ができる環境をつくる。

児童館行事

季節に応じた行事や地域の特色を活かした催しを実施。(運動会、クリスマス会、季節に応じた行事等)

朝の活動／子育て支援

お誕生会など、幼児とその保護者を対象とした活動で親子の交流や親睦を深めることを目的とした活動を実施するとともに、身体測定や歯の衛生指導など、児童の健康を維持するための行事も取り入れている。
なお、児童館は、子育てほっとステーションとして、地域における子育て支援事業の充実を図り、子どもの遊び方指導、子育て情報の提供及び仲間づくり(サークル支援活動)を行っている。

児童クラブ

主に小学生を対象とし、専門講師の指導により創作や運動などを行っている。年度末には、発表会や合同試合など実施している。(卓球、絵画クラブ等)

地域組織活動(地域子育てクラブ等)

児童の健全な育成を図るため、各児童館の地域子育てクラブ等を中心として、季節行事や研修活動などを行っている。合同でのイベントや会議も年数回、定期的の実施している。

一般利用

児童館の利用者に、自由なあそびの場、交流の場を提供している。また、保護者からの子育ての相談に応じ、情報の提供を行う。児童については、玩具の貸し出しを行い、健全な遊びの提供を行っている。

特別行事

地域の協力を得て、夏祭りや子どもフェスタなどを実施している。

	令和5年度(2023年度)実績			② 令和6年度(2024年度)予定
	利用者数	令和4年度 (2022年度)	令和4年 度比	
児童館行事	2,310人	(1,446人)	159.7%	季節感のある行事や地域の特色を活かした催しを実施するよう努める。
朝の活動／ 子育て支援	15,150人	(9,309人)	162.7%	地域における子育て支援事業を継続し、子どもの遊び方指導、仲間づくり(サークル支援活動)を行い、乳幼児とその保護者を対象として、親子の交流や親同士の親睦を深める活動を実施するよう努める。また、積極的な子育て情報の提供を行う。
児童クラブ	3,272人	(2,430人)	134.6%	主に小学生を対象に、専門講師の指導により創作や運動などを行う。
地域組織活動 (地域子育てク ラブ等)	798人	(857人)	93.1%	児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の自主的な参加を目指し、クリスマス会などの季節行事や、研修活動等の実施を支援する。
一般利用	101,941人	(67,353人)	151.3%	安全で自由な遊びの場、交流の場の提供を行うとともに子育てに関する相談や情報提供を行う。また、児童に玩具の貸し出しを行う等、健全な遊びを提供する。
特別行事	141人	(125人)	112.8%	各館ごとの特色を活かした事業の実施に努める。
年間 利用者数	123,612人	(81,520人)	151.6%	児童の遊びの場、子育て支援施設として児童館活動を継続していく。

新型コロナウイルス感染症に関する児童館活動について

これまでの児童館の休館等

令和2年（2020年）	熊本市内において新型コロナウイルス感染者が確認される
2月21日(金)	児童館主催事業を中止又は延期することとした
2月22日(土)	熊本市立の各学校（幼稚園を除く。）臨時休校となる
3月 2日(月)	<u>まちづくりセンター（公民館）に併設する児童館を臨時休館とする</u>
3月 4日(水)	<u>西原公園児童館を臨時休館とする・・・①</u>
5月22日(金)	国の緊急事態宣言が解除される
6月 1日(月)	熊本市立学校及び幼稚園が再開する
	児童館定期休館日
6月 2日(火)	児童館を再開
令和3年（2021年）	
4月25日(日)	熊本市医療非常事態宣言が発令される
4月28日(水)	<u>児童館を臨時休館とする・・・②</u>
6月29日(火)	児童館を再開
7月30日(金)	国分科会リスクレベルがステージ3に引き上げられる
8月 2日（月）	<u>児童館を臨時休館とする・・・③</u>
10月1日(金)	児童館を再開
令和4年（2022年）	休館等の実施なし
令和5年（2023年）	休館等の実施なし

令和2年度													令和3年度													令和4年度	令和5年度	令和6年度								
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	R4.4～R5.3	R5.4～R6.3	4	5	6	7	8					
① 3/2 ～ 6/1 休館													② 4/28 ～ 6/28 休館			③ 8/2 ～ 9/30 休館			④ 1/21 ～ 3/22 休館			休館なし					休館なし					休館なし				

市児童館の感染防止対策について

【施設の衛生管理】

(1) 換気の実施

冷暖房の使用に関わらず、定期的に換気を行う。
※可能であれば、常時、少しでも開けておく。



(2) 消毒の実施

消毒・清掃の徹底。開館前及び、開館以降、
適宜にドアノブ、手すり、その他室内の
消毒を実施する。



(3) 消毒液の設置

施設出入り口等に消毒液を設置する。



(4) 玩具の衛生管理

玩具等は定期的に消毒を行う。
屋内、屋外大型遊具についても、消毒を行う。



●なお、令和5年（2023年）5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことに伴い、人数や利用時間の制限等を定めた児童館ガイドラインを廃止。現在は下記に記載する基本的な感染対策を行っている。

- ・ 37.5℃以上の熱がある場合は利用を控える。
- ・ 適宜、手洗い等の手指衛生や換気を行う。
- ・ 定期的な玩具、大型遊具等の消毒を行う。

児童館の備品（遊具）購入について

【令和5年度の取り組み その1】

こどもの未来応援基金を活用し、遊具等の購入を行った。
備品（遊具）購入児童館：公設児童館すべて

＜こどもの未来応援基金について＞

平成6年に熊本市エンゼル基金として、次代を担うこどもたちが、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりに資することを目的に創設され、平成31年（2019年）4月に、こどもたちの未来の応援につながるものとして「熊本市こどもの未来応援基金」と名称を変更しました。令和5年度から新たに、フードバンク活動を行う団体への助成を行うとともに、子育て支援センターや児童館等へ玩具・本・教材の支援を行うなど対象を拡充しました。（熊本市ホームページより抜粋）

○購入品の一例

太鼓橋・ジャンプ台（南部児童館） わんぱく三輪車（西部児童館） クラブハウスツリー（龍田児童館）



【令和5年度の取り組み その2】

森林環境譲与税を活用し、県産（国産）木材を使用した優良な木製遊具等の購入を行った。

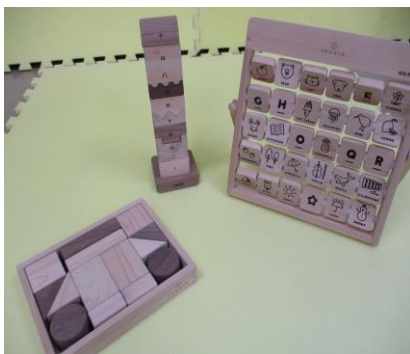
備品（遊具）購入児童館：花園、秋津、幸田、清水、託麻、南部、龍田、東部

＜森林環境譲与税について＞

「市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。（林野庁ホームページより抜粋）

○購入品の一例

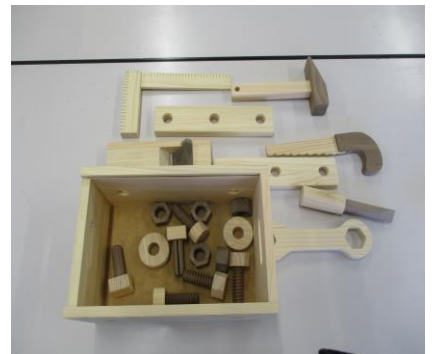
知育セット（花園児童館）



魚釣りゲーム（幸田児童館）



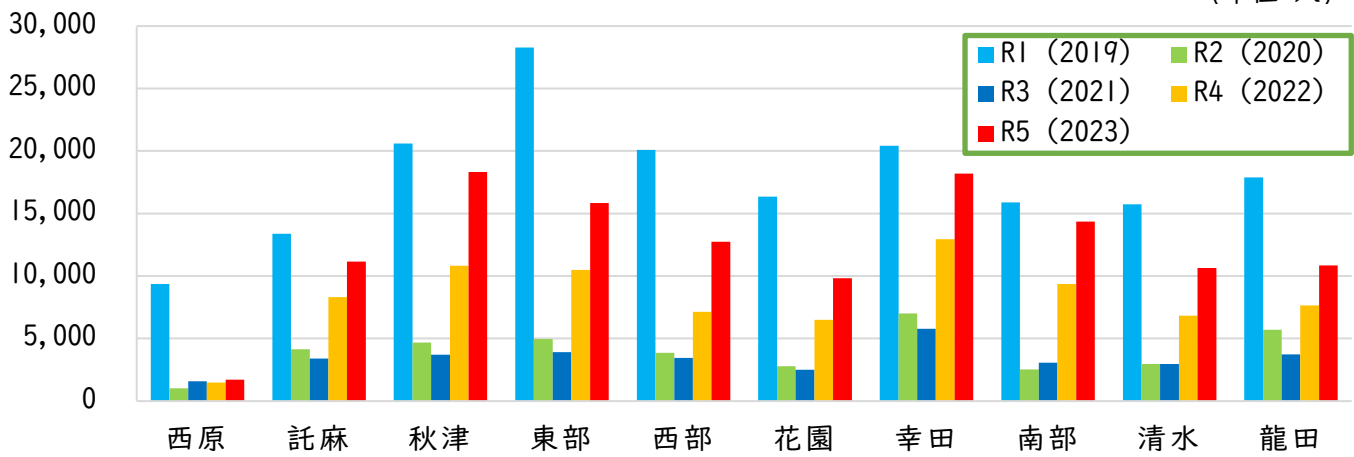
大工セット（南部児童館）



児童館の利用状況

【各館の年間利用者数】

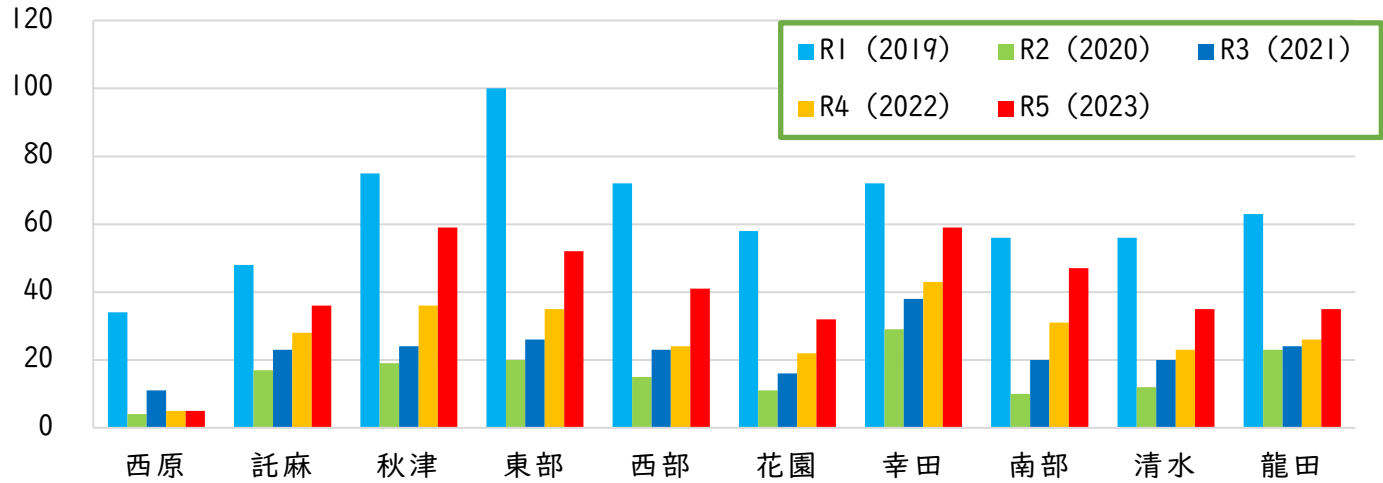
(単位:人)



(単位:人)

年度	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
R1 (2019)	9,360	13,384	20,597	28,285	20,088	16,333	20,408	15,885	15,730	17,884	177,954
R2 (2020)	1,006	4,136	4,686	4,965	3,855	2,775	7,011	2,521	2,964	5,704	39,623
R3 (2021)	1,586	3,400	3,713	3,922	3,448	2,505	5,779	3,062	2,965	3,720	34,100
R4 (2022)	1,466	8,309	10,829	10,487	7,143	6,503	12,940	9,364	6,827	7,652	81,520
R5 (2023)	1,701	11,148	18,328	15,844	12,747	9,824	18,186	14,353	10,633	10,848	123,612
前年度比	116.0%	134.2%	169.2%	151.1%	178.5%	151.1%	140.5%	153.3%	155.7%	141.8%	151.6%

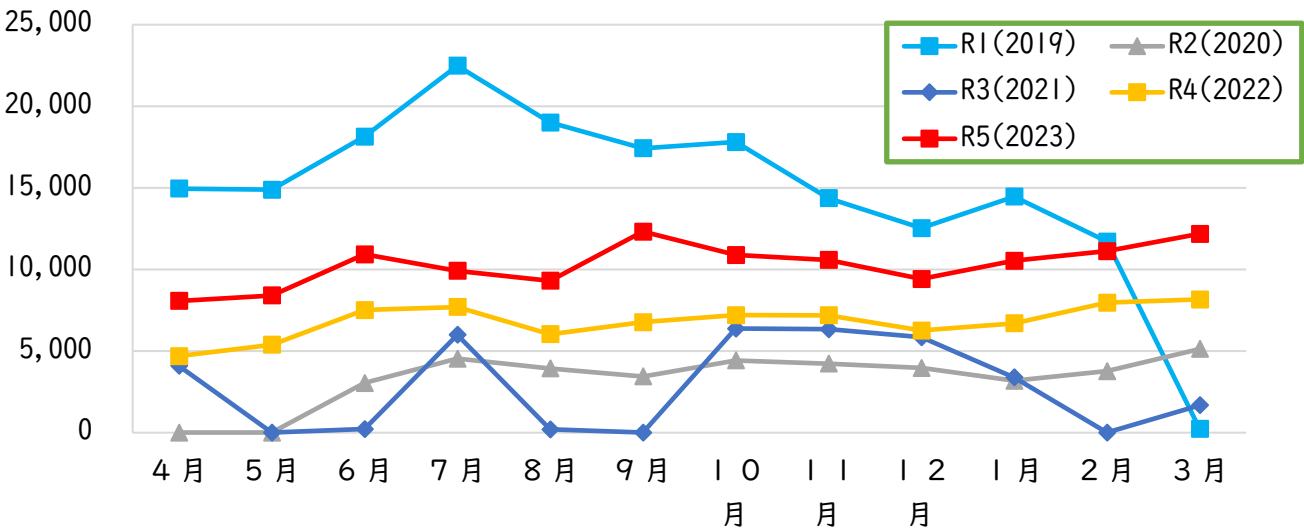
【各館の1日あたりの平均利用者数】



(単位:人)

年度	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
R1 (2019)	34	48	75	100	72	58	72	56	56	63	634
R2 (2020)	4	17	19	20	15	11	29	10	12	23	160
R3 (2021)	11	23	24	26	23	16	38	20	20	24	225
R4 (2022)	5	28	36	35	24	22	43	31	23	26	273
R5 (2023)	5	36	59	52	41	32	59	47	35	35	401
前年度比	100.0%	128.6%	163.9%	148.6%	170.8%	145.5%	137.2%	151.6%	152.2%	134.6%	146.9%

【月別利用状況】



(単位：人)

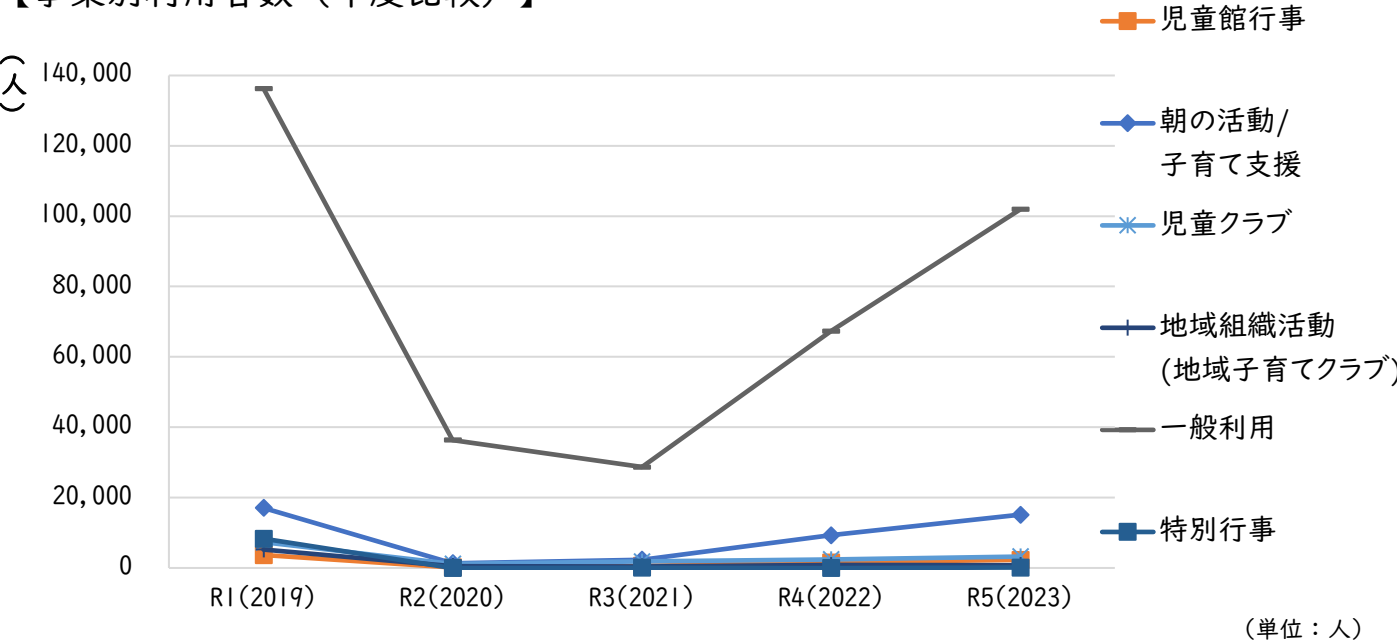
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R1(2019)	14,951	14,882	18,140	22,478	19,000	17,418	17,802	14,361	12,525	14,463	11,709	225	177,954
R2(2020)	0	0	3,034	4,532	3,929	3,440	4,420	4,229	3,961	3,180	3,767	5,131	39,623
R3(2021)	4,088	0	214	5,985	197	0	6,374	6,337	5,842	3,384	0	1,679	34,100
R4(2022)	4,682	5,385	7,512	7,693	6,029	6,768	7,197	7,190	6,251	6,700	7,961	8,152	81,520
R5(2023)	8,069	8,403	10,918	9,914	9,299	12,311	10,883	10,579	9,413	10,527	11,117	12,179	123,612
前年度比	172.3%	156.0%	145.3%	128.9%	154.2%	181.9%	151.2%	147.1%	150.6%	157.1%	139.6%	149.4%	151.6%

【事業別利用者数】

(単位：人)

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
児 童 館 行 事	19	357	241	184	255	191	752	98	95	118	2,310
朝の活動/子育て支援	54	1,737	2,261	3,140	1,079	1,301	1,196	2,069	1,179	1,134	15,150
児 童 ク ラ ブ	460	75	246	220	452	54	247	742	455	321	3,272
地域組織活動 (地域子育てクラブ等)	0	0	0	0	0	0	0	0	272	526	798
一 般 利 用	1,168	8,979	15,580	12,300	10,961	8,278	15,991	11,357	8,604	8,723	101,941
特別行事参加者数	0	0	0	0	0	0	0	87	28	26	141
合 計	1,701	11,148	18,328	15,844	12,747	9,824	18,186	14,353	10,633	10,848	123,612

【事業別利用者数（年度比較）】



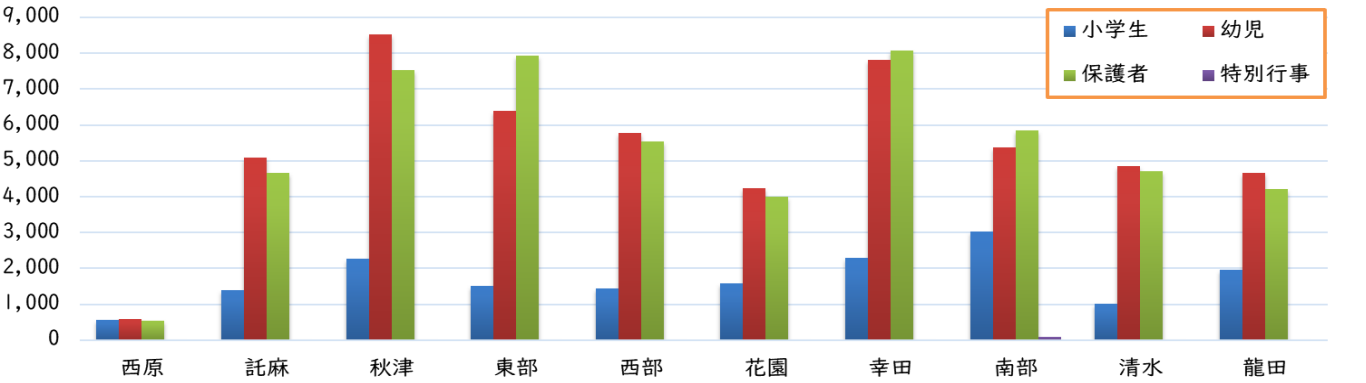
	児童館行事	朝の活動/ 子育て支援	児童クラブ	地域組織活動 (地域子育てクラブ)	一般利用	特別行事	合計
R1 (2019)	3,677	17,112	7,293	5,282	136,282	8,308	177,954
R2 (2020)	176	1,373	1,178	544	36,352	0	39,623
R3 (2021)	651	2,365	1,870	472	28,665	77	34,100
R4 (2022)	1,571	9,309	2,430	857	67,353	0	81,520
R5 (2023)	2,310	15,150	3,272	798	101,941	141	123,612
前年度比	147.0%	162.7%	134.7%	93.1%	151.4%	-	151.6%

【児童館登録者数】

(単位：人)

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	R5合計	R4合計
小学生	62	381	517	534	379	286	235	401	303	430	3,528	2,050
幼児	267	1,006	1,092	1,161	1,186	510	736	619	884	619	8,080	5,412
合 計	329	1,387	1,609	1,695	1,565	796	971	1,020	1,187	1,049	11,608	7,462

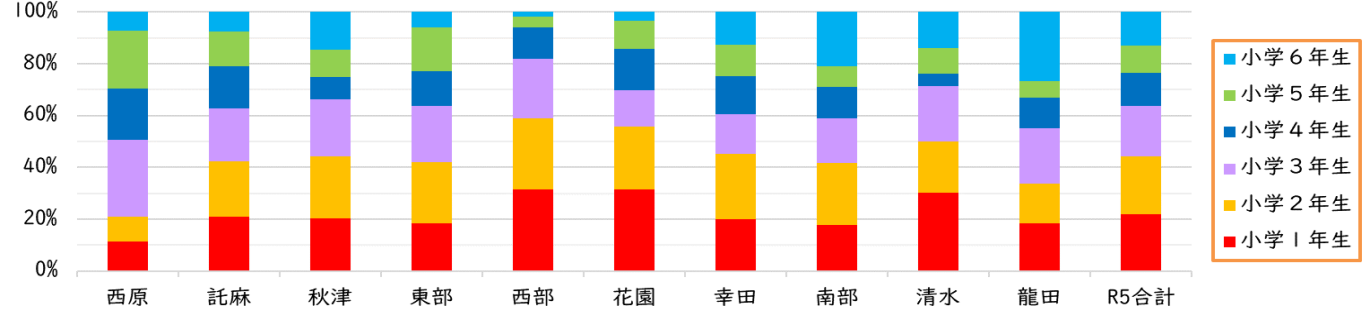
【児童館利用状況】



(単位：人)

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	R5合計	R4合計
小学生	559	1,397	2,264	1,518	1,435	1,589	2,295	3,034	1,025	1,958	17,074	8,754
幼児	596	5,082	8,527	6,401	5,783	4,227	7,820	5,373	4,861	4,656	53,326	36,726
保護者	546	4,669	7,537	7,925	5,529	4,008	8,071	5,859	4,719	4,208	53,071	36,040
特別行事	0	0	0	0	0	0	0	87	28	26	141	0
合 計	1,701	11,148	18,328	15,844	12,747	9,824	18,186	14,353	10,633	10,848	123,612	81,520

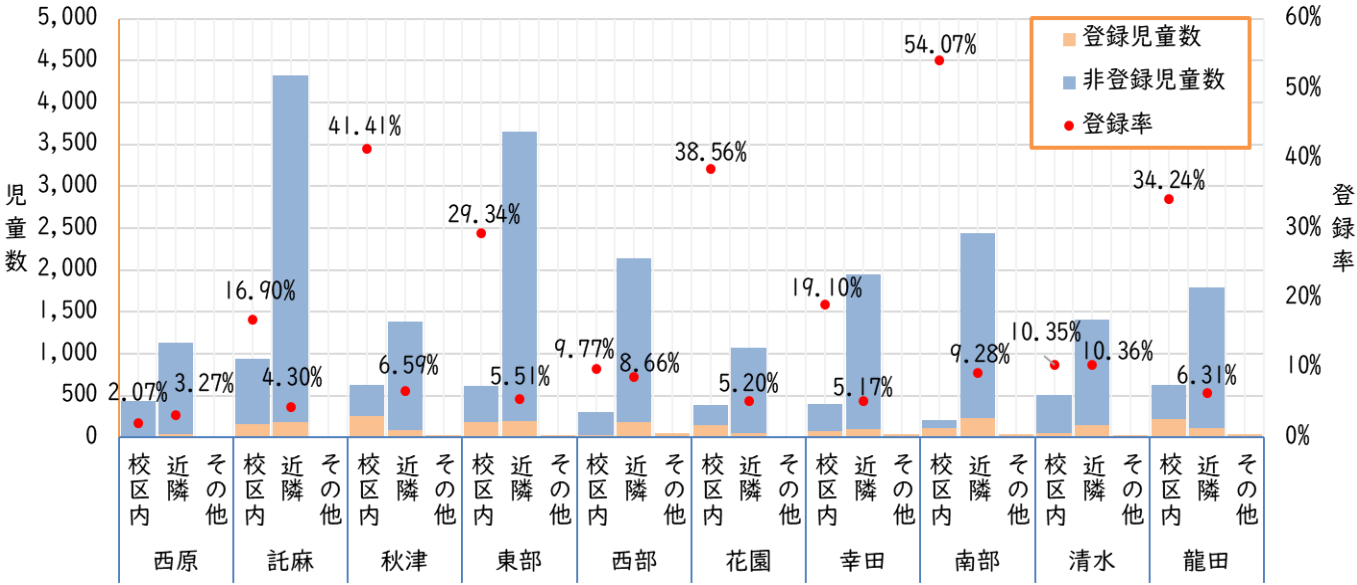
【再掲：学年別利用状況】



(単位：人)

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	R5合計	R4合計
小学1年生	63	292	463	277	451	502	456	540	309	362	3,715	2,195
小学2年生	54	299	539	359	394	386	580	724	202	295	3,832	2,309
小学3年生	166	286	495	329	332	221	356	525	221	422	3,353	1,152
小学4年生	110	226	199	206	174	253	333	362	49	234	2,146	1,367
小学5年生	125	186	234	258	58	175	278	251	100	120	1,785	1,064
小学6年生	41	108	334	89	26	52	292	632	144	525	2,243	667
小学生計	559	1,397	2,264	1,518	1,435	1,589	2,295	3,034	1,025	1,958	17,074	8,754

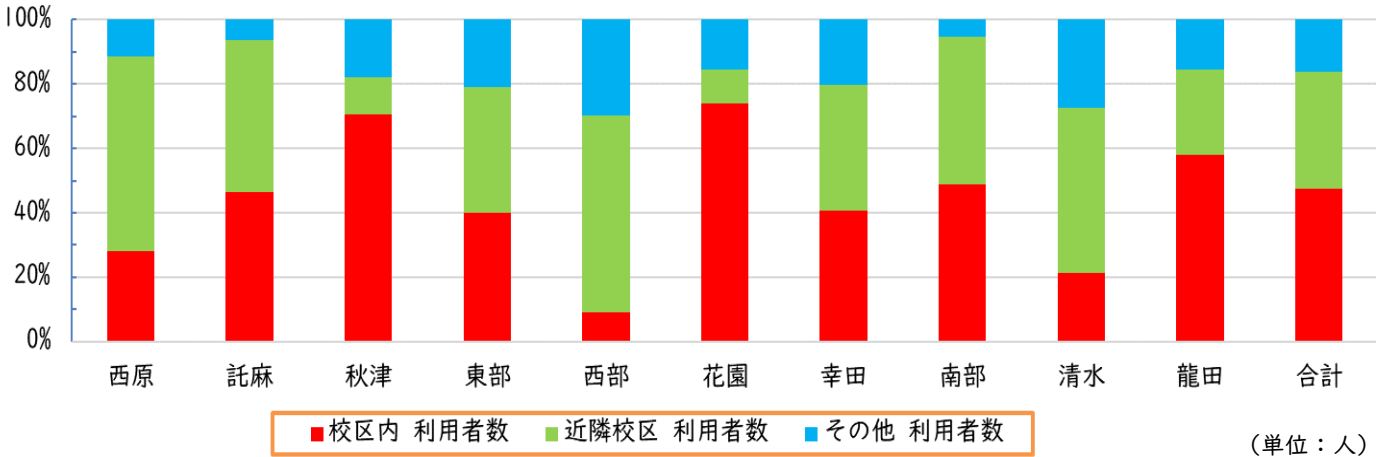
【再掲：地域の小学校の児童数及び小学生の登録状況】



※登録児童数：児童館に登録している児童数
非登録児童数：児童館に登録していない児童数（児童数-登録児童数）
登録率：小学校の児童数に占める児童館登録者の割合（登録者数÷児童数）

※校区内：児童館所在地校区の小学校
近隣：児童館の近隣小学校
その他：その他の小学校区

【再掲：小学生の利用状況】



R5		西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
校区内	児童数	435	935	623	617	307	389	398	209	512	625	5,050
	登録者数	9	158	258	181	30	150	76	113	53	214	1,242
	登録率	2.1%	16.9%	41.4%	29.3%	9.8%	38.6%	19.1%	54.1%	10.4%	34.2%	24.6%
	利用者数	157	647	1,600	609	130	1,174	931	1,490	218	1,137	8,093
近隣校区	児童数	1,133	4,330	1,380	3,650	2,136	1,076	1,953	2,436	1,409	1,792	21,295
	登録者数	37	186	91	201	185	56	101	226	146	113	1,342
	登録率	3.3%	4.3%	6.6%	5.5%	8.7%	5.2%	5.2%	9.3%	10.4%	6.3%	6.3%
	利用者数	338	663	263	592	879	169	900	1,378	525	515	6,222
その他	登録者数	16	37	168	152	164	80	58	62	104	103	944
	利用者数	64	87	401	317	426	246	464	166	282	306	2,759

【再掲：小学生の校區別登録及び利用者数】

		校区内	近隣校区							計	その他	
西原	学校名	白川	本荘	春竹	白山							
	児童数	435	72	473	588					1,133		
	登録者数	9	0	11	26					37	16	
	登録率	2.1%	0.0%	2.3%	4.4%					3.3%		
	利用者数	157	43	144	151					338	64	
託麻	学校名	託麻南	西原	託麻東	託麻西	託麻北	長嶺					
	児童数	935	659	1,328	835	490	1,018			4,330		
	登録者数	158	10	64	60	15	37			186	37	
	登録率	16.9%	1.5%	4.8%	7.2%	3.1%	3.6%			4.3%		
	利用者数	647	24	221	216	79	123			663	87	
秋津	学校名	秋津	若葉	桜木	桜木東							
	児童数	623	384	470	526					1,380		
	登録者数	258	34	34	23					91	168	
	登録率	41.4%	8.9%	7.2%	4.4%					6.6%		
	利用者数	1,600	62	90	111					263	401	
東部	学校名	尾ノ上	健軍	泉ヶ丘	画図	東町	健軍東	月出	山ノ内			
	児童数	617	584	393	921	566	221	380	585	3,650		
	登録者数	181	91	13	17	38	18	4	20	201	152	
	登録率	29.3%	15.6%	3.3%	1.8%	6.7%	8.1%	1.1%	3.4%	5.5%		
	利用者数	609	317	33	60	88	37	4	53	592	317	
西部	学校名	小島	城山	池上	中島	高橋	白坪	春日	古町			
	児童数	307	684	241	245	99	428	314	125	2,136		
	登録者数	30	101	20	18	4	30	5	7	185	164	
	登録率	9.8%	14.8%	8.3%	7.3%	4.0%	7.0%	1.6%	5.6%	8.7%		
	利用者数	130	525	85	67	18	109	20	55	879	426	
花園	学校名	花園	城西	池田								
	児童数	389	643	433							1,076	
	登録者数	150	35	21							56	80
	登録率	38.6%	5.4%	4.8%							5.2%	
	利用者数	1,174	93	76							169	246

		校区内	近隣校区					計	その他
幸田	学校名	田迎	御幸	田迎南	田迎西				
	児童数	398	660	808	485			1,953	
	登録者数	76	48	20	33			101	58
	登録率	19.1%	7.3%	2.5%	6.8%			5.2%	
	利用者数	931	456	128	316			900	464
南部	学校名	城南	日吉	川尻	力合	日吉東	力合西		
	児童数	209	337	475	505	462	657	2,436	
	登録者数	113	12	131	34	18	31	226	62
	登録率	54.1%	3.6%	27.6%	6.7%	3.9%	4.7%	9.3%	
	利用者数	1,490	57	725	214	144	238	1,378	166
清水	学校名	清水	城北	高平台	麻生田				
	児童数	512	377	611	421			1,409	
	登録者数	53	58	77	11			146	104
	登録率	10.4%	15.4%	12.6%	2.6%			10.4%	
	利用者数	218	230	228	67			525	282
龍田	学校名	龍田	龍田西	楠	武蔵	弓削	楡木		
	児童数	625	422	256	340	260	514	1,792	
	登録者数	214	22	18	34	14	25	113	103
	登録率	34.2%	5.2%	7.0%	10.0%	5.4%	4.9%	6.3%	
	利用者数	1,137	78	59	207	44	127	515	306
合計	児童数	5,050						21,295	
	登録者数	1,242						1,342	944
	登録率	24.6%						6.3%	
	利用者数	8,093						6,222	2,759

児童館年間行事（令和6年（2024年）8月1日時点）

		令和6年度（2024年度）予定	令和5年度（2023年度）実績
西原公園児童館	児童館行事	七夕まつり	七夕まつり
		クリスマス会	クリスマス会
		ひな祭り	ひな祭り
		消防・避難訓練	消防・避難訓練
	朝の活動	毎月のカレンダー製作	毎月のカレンダー製作
		七夕まつり	七夕まつり
		ハロウィンパーティー	ハロウィンパーティー
		クリスマス会	クリスマス会
		ひな祭り	ひな祭り
	地域組織活動	活動予定なし	活動予定なし
託麻児童館	児童館行事	たなばた会	たなばた会
		リ・グラスアートづくり	牛乳パックで紙すきづくり
		ミニ運動会	ミニ運動会
		ハロウィンパーティー	ハロウィンパーティー
		クリスマス会	クリスマス会
		まめまき会	まめまき会
		親子でリトミック	楽しい工作をしよう
		ショコラケーキ作り	親子トランポリンあそび
		トランポリン教室	からだをつかった親子あそび
		走り方教室	ベビーダンス
	朝の活動	カレンダー製作	カレンダー製作
		はじめまして　こんにちは	音楽あそび
		紙コップのおもちゃ製作	感触あそび
		しゃぼん玉あそび	お花の球根を植えよう
		小麦粉ねんどであそぼう	うんどうあそび
		風船あそび	親子でレクリエーション
		七夕かざり製作	クリスマス製作
		シールあそび	凧作り凧あげ
		親子ふれあいあそび	勤労感謝のプレゼント製作
		水であそぼう	節分の製作
	地域組織活動	活動再開を目指して声掛け等を実施	活動再開には至らなかった

		令和6年度（2024年度）予定	令和5年度（2023年度）実績
秋津児童館	児童館行事	絵本読み聞かせ	絵本読み聞かせ
		走り方教室	走り方教室
		運動あそびクラブ	運動あそびクラブ
		キッズフラダンス教室	キッズフラダンス教室
		夏のお楽しみ企画(万華鏡、プラ板作り等)	夏のお楽しみ企画(リ・ガラスアート等)
		しめ縄作り	しめ縄作り
		親子でバランスボール	親子ふれあい遊び
		ドナルド先生と運動あそび	親子うんどう遊び
		お誕生会	お誕生会
		親子クリスマスコンサート	さかあがり教室
	朝の活動	体操・手遊び・絵本の読み聞かせ	体操・手遊び・絵本の読み聞かせ
		小麦粉粘土で遊ぼう・手作りおもちゃ作り	小麦粉粘土で遊ぼう・手作りおもちゃ作り
		絵本の読み聞かせ	おはなし会
		七夕せいさく・節分豆まき会	七夕会・クリスマス会・節分豆まき会
		身体測定	身体測定
		ミニ運動会	ミニ運動会
		動物園遠足	動物園遠足
		救急救命法	救急救命法
		歯科指導教室	歯科指導教室
		栄養相談	栄養相談
	地域組織活動		
東部児童館	児童館行事	キッズスポーツクラブ	キッズスポーツクラブ
		夏休み工作教室	夏休み工作教室
		アートクラブ	アートクラブ
		キッズダンス	キッズダンス
		クリスマスリース作り	親子で楽しむ人形劇
		伝承遊び「羽子板作り教室」	クリスマスリース作り
		逆上がり教室	伝承遊び「羽子板作り教室」
		キッズ体幹あそび	逆上がり教室
		避難訓練	音楽リズムあそび
			キッズ体幹あそび
	朝の活動	親子リズム体操	避難訓練
		3B体操乳	親子リズム体操
		運動遊び	3B体操
		幼児リトミック	運動遊び
		歯と栄養相談	ベビーリトミック
		あひるっこタイム	救急救命法を学ぶ教室
		身体測定	あひるっこタイム
			むし歯予防デーにちなんで
			親子で楽しむ人形劇
			箏コンサート&ミニ制作
	地域組織活動		身体測定

		令和6年度（2024年度）予定	令和5年度（2023年度）実績
西部児童館	児童館行事	ベビーマッサージ	ベビーマッサージ
		大津山先生と遊ぼう	大津山先生と遊ぼう
		歯磨き教室	歯磨き教室
		身体測定	身体測定
		栄養教室	乳幼児のための栄養教室
		交通安全教室	交通安全教室
		水難事故に対する救急法	防災ワークショップ
		ルミルミ先生のクリスマスコンサート	クリスマスコンサート
		もしもの時に役立つ救急法	もしもの時に役立つ救急法
		ことコンサート	
	朝の活動	シャボン玉遊び	シャボン玉遊び
		こいのぼり作り	スタンプ遊び
		プール遊び	カエルのおもちゃ作り
		誕生会	誕生会
		七夕飾りを笹に飾ろう	七夕飾りを作ろう
		ボディペインティング	ボディペインティング
		ハロウィン製作	ハロウィン製作
		クリスマス飾り作り	クリスマス飾り作り
		豆まきの升作り	豆まき遊び
		おひなさま飾り作り	おひなさま飾り作り
	地域組織活動	トーキングカフェ	なし
		親子リトミック	
		フルーツパフェ会	
		長寿の里の方へプレゼント作り	
		ぜんざい会	
		秋の遠足 バスハイク	
花園児童館	児童館行事	スライムであそぼう	スライムであそぼう
		トランポリン教室	トランポリン教室
		花園子どもフェスタ2024	花園子どもフェスタ2023
		ミニミニうんどうかい	ミニミニうんどうかい
		クリスマス会	クリスマス会
		豆まき会	豆まき会
	朝の活動	シャボン玉あそび	
		フィンガーペイント	フィンガーペイント
		ハサミをつかってみよう	ハサミをつかってみよう
		ならしてみよう～楽器あそび	ならしてみよう～楽器あそび
		クレヨンをつかってみよう	クレヨンをつかってみよう
		感触あそび（小麦粉）	感触あそび（小麦粉）
		手、足型アート	手、足型アート
		おはなし会	おはなし会
		水あそび	
	地域組織活動	はなはなクラブ総会	

		令和6年度（2024年度）予定	令和5年度（2023年度）実績
幸田児童館	児童館行事	栄養士さんの話	さかあがり&とびばこ教室
		さかあがり&とびばこ教室	トイレトレーニング
		ベビーマッサージ	ベビーマッサージ
		作ってあそぼう	親子でリトミック
		親子でリトミック	おはなし会
		ミニミニ運動会	運動あそび
		救急法	クリスマス音楽あそび
		おはなし会	しめ縄づくり
		ベビーダンス	救急法（AED講習）
		クリスマスリースづくり	豆まき会
	朝の活動	大型絵本を楽しもう	スタンプであそぼう
		こいのぼりづくり	栄養士さんの話
		はじめましての会	大型絵本を楽しもう
		スタンプであそぼう	歯のおはなし
		赤ちゃんおいで	クレヨンであそぼう
		エプロンシアター	親子ふれあいあそび
		七夕のお話	フープであそぼう
		しっぽとりをしてあそぼう	幸田サーキットであそぼう
		かけっこ よ〜いどん	楽しいあそびうた
		かぼちゃのかんむりづくり (🎃ハロウィン)	新聞紙であそぼう
地域組織活動			
		・活動再開を目指す予定	・母親クラブが発足できなかったので、年間行事なし
南部児童館	児童館行事	子育てサロン	UVケア教室
		リ・グラスアート	リ・グラスアート
		ママ・パパ教室リトミック	ママ・パパ教室リトミック
		WAIWAIランド音楽あそび	WAIWAIランド音楽あそび
		クリスマス会	クリスマス会
		豆まき	豆まき
		七夕飾り	サッカーあそび
		歯のおはなし	歯のおはなし
		栄養相談	栄養相談
		発育・発達相談	発育・発達相談
	朝の活動	カレンダー配付	カレンダー配付
		オモチャ配付	オモチャ配付
		身体測定カード作り	身体測定カード作り
		新聞紙あそび	新聞紙あそび
		どんぐりひろい	どんぐりひろい
		夏休みプラ板教室	夏休みプラ板教室
		ヘアカットアート	ヘアカットアート
		シャボン玉あそび	シャボン玉あそび
		サーキットあそび	
	地域組織活動	・活動再開を目指す予定	・母親クラブの発足できず、年間行事なし

		令和6年度（2024年度）予定	令和5年度（2023年度）実績
清水児童館	児童館行事	AED講習会	七夕会（月の制作を兼ねる）
		七夕会	運動会
		歯科指導	クリスマス会
		交通安全教室	豆まき
		ミニミニ運動会	交通安全教室
		クリスマス会	お正月遊び
		講話「食育について」	歯科指導（歯についての話）
		ベビーマッサージ	AED講習会
		親子リトミック	親子リトミック
		親子イングリッシュ	親子イングリッシュ
	朝の活動	はじめましての会	はじめましての会
		しゃぼん玉遊び	しゃぼん玉遊び
		すくすく身体測定	すくすく身体測定
		お話タイム	運動会ごっこ
		月の制作	月の制作
		親子ふれ合い遊び	親子ふれ合い遊び
		パネルシアターを楽しもう	パネルシアターを楽しもう
		ママほっとタイム	災害安全訓練
		大型絵本を楽しもう	きらきらお話会
		ハイハイ・とことこ競争	ハイハイ・とことこ競争
	地域組織活動	はじめましての会（総会）	はじめましての会（総会）
		おみしり遠足	おみしり遠足
		新聞紙プールあそび・大型紙にお絵描き	ひまわりの種まき
		水遊び・ボディペインティング	水遊び
		親子ピクス	ハロウィンを楽しもう
		ハロウィンを楽しもう	消防署見学（勤労感謝訪問）
		消防署見学（勤労感謝訪問）	クリスマスツリー飾り付け
		クリスマスツリー作り&飾り付け（大掃除）	大掃除（ツリー片付け含み）
		講話（子育てに関すること）	大きな紙に絵を描こう
		お別れ遠足（花見を兼ねて）	お別れ遠足（花見を兼ねて）
龍田児童館	児童館行事	食事歯科指導	交通訓練
		運動会	運動会
		育児サロン「ZUMBA@ゴールド」	育児サロン「歯科医師による子育ての話」
		育児サロン「リズム体操」	育児サロン「ZUMBA」
		育児サロン「運動遊び」	育児サロン「親子コンサート」
		育児サロン「親子イングリッシュ」	育児サロン「親子おはなし会」
		育児サロン「骨盤体操」	育児サロン「親子3B体操」
		保護者の健康について	歯科食育指導
		お楽しみ会	お楽しみ会
		豆まき	豆まき
	朝の活動	身体測定・安全訓練	身体測定・安全訓練
		公民館探検	公民館探検
		誕生会	誕生会
		水遊び	水遊び
		毎月季節の制作	毎月季節の制作
		運動会ごっこ	運動会ごっこ
		サーキット遊び	戸外遊び
		楽器遊び	楽器遊び
		公園に行こう	公園に行こう
		お正月あそび	お正月あそび
	地域組織活動	おみしり会	おみしり会
		運動会	親子リトミック
		親子リトミック	手形アート
		うちわ作り	ベビーオイルマッサージ
		運動会	敬老の日プレゼント作り
		クリスマス会	運動会
		敬老の日プレゼント作り	芋ほり
		豆まき	お楽しみ会
		いちご狩り	

児童クラブの活動【令和5年度（2023年度）実績】

児童館	令和5年度（2023年度）実績										
	クラブ名	対象者 (学年)	実施			受付方法			定員数	申込数	倍率
			実施月	曜日	回数	受付 期間	申込 方法	決定 方法			
西原公園児童館	珠算クラブ	3～6年生	4～7月	土曜日	14回	2/7～2/26	電話	先着順	15人	5人	0.3
	珠算クラブ	3～6年生	10～1月	土曜日	14回	9/1～9/15	電話	先着順	15人	10人	0.7
	書道クラブ①	3～6年生	4～7月	土曜日	11回	2/7～2/26	電話	先着順	15人	12人	0.8
	書道クラブ①	3～6年生	10～1月	土曜日	10回	9/1～9/15	電話	先着順	15人	12人	0.8
	書道クラブ②	3～6年生	4～7月	土曜日	10回	2/7～2/26	電話	先着順	15人	3人	0.2
	硬筆クラブ	1～2年生	4～7月	土曜日	3回	2/7～2/26	電話	先着順	15人	12人	0.8
	硬筆クラブ	1～2年生	10～1月	土曜日	4回	9/1～9/15	電話	先着順	15人	15人	1.0
託麻児童館	てつぼう教室	1～2年生	9月	土曜日	2回	7/30～	窓口	先着順	12人	14人	1.2
	てつぼう教室	3～6年生	9月	土曜日	2回	7/30～	窓口	先着順	12人	13人	1.1
	とびばこ教室	1～2年生	11月	土曜日	2回	10/1～	窓口	先着順	12人	12人	1.0
	とびばこ教室	3～6年生	11月	土曜日	2回	10/1～	窓口	先着順	12人	4人	0.3
	わくわくスポーツ教室	1年生	2～3月	土曜日	2回	1/27～	窓口	先着順	10人	3人	0.3
	わくわくスポーツ教室	2～6年生	2～3月	土曜日	2回	1/27～	窓口	先着順	10人	7人	0.7
秋津児童館	運動あそびクラブ	年長～4年生	5～7月	土曜日	4回	3～4月	窓口 往復はがき	先着順	20人	19人	1.0
	キッズフラダンスクラブ	年少～小学生	9～10月	土曜日	5回	7/8～	窓口	先着順	26人	13人	0.5
	絵画造形クラブ	1～3年生	1～2月	土曜日	5回	12/9～	窓口	先着順	10人	10人	1.0
東部児童館	キッズスポーツクラブ	年少～1年生	5～7月	土曜日	4回	4～5月	窓口、HP 往復はがき	抽選	15人	11人	0.7
	キッズスポーツクラブ	2～6年生	5～7月	土曜日	4回	4～5月	窓口、HP 往復はがき	抽選	15人	17人	1.1
	アートクラブ	小学生	8～9月	日曜日	4回	6/27～7/9	窓口、HP 往復はがき	抽選	14人	14人	1.0
	キッズダンス	小学生	10～11月	日曜日	4回	9/12～9/26	窓口、HP 往復はがき	抽選	15人	20人	1.3
西部児童館	アートクラブ	小学生	5～8月	日曜日	7回	3～5月	窓口 往復はがき	抽選	14人	19人	1.4
	キッズ体操	小学生	9～11月	日曜日	7回	7～8月	窓口 往復はがき	抽選	20人	20人	1.0
	ダンスの基本	小学生	12～2月	日曜日	7回	10～11月	窓口 往復はがき	抽選	20人	20人	1.0
花園児童館	楽しくチャレンジクラブ（前期）	小学生	5～7月	土曜日	2回	4月	窓口・電話	先着順	15人	15人	1.0
		(7月は大雨のため中止で3回の予定が5～6月の2回)									
	楽しくチャレンジクラブ（後期）	小学生	9～11月	土曜日	3回	4月	窓口・電話	先着順	15人	13人	0.9
幸田児童館	絵画・造形	1～4年生	6～10月	土曜	5回	4/1～4/22	窓口 往復はがき	抽選	10人	17人	1.7
	硬筆	1～3年生	6～10月	土曜	5回	4/1～4/22	窓口 往復はがき	抽選	10人	20人	2.0
南部児童館	ジュニア運動クラブ	小学生	5～8月	土曜日	7回	3/11～4/22	ネット申込	抽選	16人	32人	2.0
	ジュニア体操クラブ	小学生	9～12月	土曜日	7回	8/1～8/20	ネット申込	抽選	16人	31人	1.9
	絵画・造形クラブ	小学生	5～12月	土曜日	7回	3/11～4/22	ネット申込	抽選	16人	31人	1.9
清水児童館	走り方教室	小学生	5月	土曜日	2回	4/12～	窓口	先着順	20人	20人	1.0
	絵画・造形教室	小学生	7月	日曜日	4回	6/3～	窓口	抽選	8人	6人	0.8
	ヒップホップ ダンスクラブ	小学生	9～11月	土曜日	9回	6/27～	窓口	先着順	20人	21人	1.1
	クリスマスリース作り	小学生	11月	日曜日	1回	9/26～	窓口	先着順	8人	8人	1.0
	キッズサッカー	小学生	12月	土曜日	2回	10/3～	窓口	先着順	40人	10人	0.3
	体育教室	小学生	2～3月	土曜日	4回	12/12～	窓口	先着順	16人	16人	1.0
龍田児童館	絵画造形クラブ	1～4年生	5～8月	土曜日	6回	3/15～4.19	往復はがき	抽選	10人	15人	1.5
	キッズダンスクラブ	小学生	6～9月	土曜日	8回	3/15～4.19	往復はがき	抽選	15人	20人	1.3
	卓球クラブ	小学生	10～12月	日曜日	6回	3/15～4.19	往復はがき	抽選	14人	10人	0.7
	万華鏡作り	小学生	8月	木曜日	1回	7/20～	電話・窓口	先着順	10人	16人	1.6
	トランポリン	1～4年生	8月	水曜日	1回	8/3～	電話・窓口	先着順	20人	22人	1.1
	なわとび	小学生	1月	土曜日	2回	12/16～	電話・窓口	先着順	①10人 ②10人	①13人 ②6人	①1.3 ②0.6
	アナログ	小学生	2月	土曜日	1回	1/26～	電話・窓口	先着順	10人	6人	0.6
	クリスマスケーキ作り	小学生	12月	土曜日	1回	12/5～	電話・窓口	先着順	5組	8組	1.6

【令和6年度（2024年度）予定】

児童館	令和6年度（2024年度）予定										
	クラブ名	対象者 (学年)	実施			受付方法			定員数	申込数	倍率
			実施月	曜日	回数	受付 期間	申込 方法	決定 方法			
西原公園児童館	珠算クラブ	3～6年	4月～7月	土曜日	13回	3/12～3/26	電話	先着順	15人	11人	0.7
	書道クラブ①	3～6年	4月～7月	土曜日	9回	3/12～3/26	電話	先着順	15人	6人	0.4
	書道クラブ②	3～6年	4月～7月	土曜日	9回	3/12～3/26	電話	先着順	15人	7人	0.5
	硬筆クラブ	1～2年	4月～7月	土曜日	4回	3/12～3/26	電話	先着順	15人	12人	0.8
託麻児童館	絵画造形教室	1～3年生	11月	土曜日	3回	9月	窓口	先着順	8人	-	-
秋津児童館	運動あそびクラブ	年長～4年生	5月～7月	土曜日	5	4/3～	窓口	先着順	20人	16人	0.8
	キッズフラダンスクラブ	年少～小学生	8月～10月	土曜日	5	7月～	窓口	先着順	20人	-	-
	絵画造形クラブ	1～3年生	1月～2月	土曜日	5	12月～	窓口	先着順	10人	-	-
東部児童館	キッズスポーツクラブ	年少児～1年生	5～6月	土曜日	4回	5/1～5/17	窓口・HP	抽選	15人	9人	0.6
	キッズスポーツクラブ	2～6年生	5～6月	土曜日	4回	5/1～5/17	窓口・HP	抽選	15人	10人	0.7
	アートクラブ	小学生	9～10月	土曜日	4回	9月	窓口・HP	先着順	14人	-	-
	キッズダンス	小学生	10～11月	土曜日	4回	9月	窓口・HP	抽選	15人	-	-
西部児童館	アートクラブ	小学生	5～8月	日曜日	7回	3～5月	ネット 窓口・はがき	抽選	14人	14人	1.0
	ダンスの基本	小学生	9～11月	日曜日	7回	8～9月	ネット 窓口・はがき	抽選	20人	-	-
	キッズ体操	小学生	12～2月	日曜日	7回	11～12月	ネット 窓口・はがき	抽選	20人	-	-
花園児童館	楽しくチャレンジクラブ（前期）	小学生	5～7月	土曜日	3回	4月	窓口・電話	先着順	15人	9人	0.6
	トランポリン教室	小学生	9月	土曜日	1回	9月	窓口・電話	先着順	15人	-	-
	リグラスアート	小学生	10月	土曜日	1回	10月	窓口・電話	先着順	15人	-	-
	料理教室	小学生	11月	土曜日	1回	11月	窓口・電話	先着順	15人	-	-
	クリスマスアート	小学生	12月	土曜日	1回	12月	窓口・電話	先着順	15人	-	-
幸田児童館	絵画・造形	1～4年生	9～12月	土曜日	4回	7/17～8/7	窓口 往復はがき	抽選	12人	-	-
	硬筆	1～3年生	9～12月	土曜日	4回	7/17～8/7	窓口 往復はがき	抽選	12人	-	-
南部児童館	ジュニア運動クラブ①	1～2年生	5～8月	土曜日	7回	3/9～4/20	ネット申込	抽選	14人	32人	2.3
	ジュニア運動クラブ②	3～4年生	5～8月	土曜日	7回	3/9～4/20	ネット申込	抽選	14人	20人	1.4
	ジュニア体操クラブ①	1～2年生	9～12月	土曜日	7回	8/1～8/20	ネット申込	抽選	14人	-	-
	ジュニア体操クラブ②	3～4年生	9～12月	土曜日	7回	8/1～8/20	ネット申込	抽選	14人	-	-
	絵画・造形クラブ	小学生	5～12月	土曜日	7回	3/9～4/20	ネット申込	抽選	16人	40人	2.5
清水児童館	走り方教室	小学生	5月・8月	土曜日	2回	4/5～	窓口	先着順	40人	24人	0.6
	絵画・造形教室	小学生	6～7月	日曜日	4回	4/13～	窓口	先着順	8人	10人	1.3
	逆上がり教室	1～4年生	8月	土曜日	1回	7/2～	窓口	先着順	24人	-	-
	ヒップホップ・ダンスクラブ	小学生	9～11月	土曜日	9回	7/23～	窓口	先着順	20人	-	-
	体操教室	小学生	1～2月	土曜日	4回	12/17～	窓口	先着順	20人	-	-
龍田児童館	絵画造形クラブ	1～4年生	5～8月	土曜日	6回	3/15～4/19	往復はがき	抽選	10人	21人	2.1
	キッズダンスクラブ	小学生	6～9月	土曜日	8回	3/15～4/19	往復はがき	抽選	15人	22人	1.4
	卓球クラブ	小学生	10～12月	日曜日	6回	3/15～4/19	往復はがき	抽選	14人	10人	0.7
	リグラスアート	小学生	8月	水曜日	1回	7/31～	電話・窓口	先着順	10人	-	-
	トランポリン	1～4年生	8月	土曜日	2回	7/12～	電話・窓口	先着順	20人	-	-
	なわとび	1～4年生	2月	土曜日	2回	1/17～	電話・窓口	先着順	20人	-	-
	クリスマス クッキング	小学生	12月	土曜日	1回	11/15～	電話・窓口	先着順	10人	-	-

職員研修及び情報交換

担当者会議

年に8回程度、各児童館の担当者の情報交換を行い、各館の情報の共有化及び連携を深めている。また、様々な課題解決に向けた検討協議を行う。

初任者研修

初任者児童厚生員等を対象に児童館の概要や児童厚生員の役割などについての研修を実施し、職員の資質向上を図る。

児童厚生員研修

講師による実技研修等を行い児童厚生員等の資質向上を図るとともに、児童館活動の充実を目的とし意見交換会を実施。

実務活性化会議

児童館をよりよく運営していくため、日々の活動の中から、問題点・疑問点を見出し、情報交換の実施等の情報の共有化による連携及び技術の向上を図る。

子育てほっとステーション会議

各関係機関が緊密に連携し、地域の子育て支援を共同で行うため、総合子育て支援センターを中心として、各児童館、各子育て支援センター、こども文化会館、各区保健こども課等の担当者の情報交換、研修等を年4回程度実施する。第2回以降は5ブロック(5区)に分かれて実施している。

【研修及び情報交換会内容】

	令和5年度(2023年度)実績				令和6年度(2024年度)計画			
	実施日	人数	担当館	内容	実施日	人数	担当館	内容
初任者研修	4月28日 (金)	7名	こども支援課	《子ども支援課》 ・児童館の役割・運営、 関係法令などについて ・児童館の活動見学 (龍田児童館)	4月26日 (金)	10名	こども支援課	《こども支援課》 ・児童館の役割・運営、 関係法令について ・児童館の活動見学 (託麻児童館)
児童厚生員研修	6月14日 (水)	18名	南部	「児童厚生員と保護者の 関わり・コーチング」 講師：三浦 佑子氏 (九州AST気功クリニッ ク所属・心理カウンセ ラー 子育てサポート研 究所代表)	6月13日 (木)	19名	西部	「小学校の現状と小学 校現場から見た児童館 の役割」 講師：杉本 誉弘先生 (熊本市立城南小学校 校長)
	11月29日 (水)	14名	花園	造形遊び	10月30日 (水)	-	西原	小学生向けのゲームや 遊び
実務活性化会議	8月31日 (木)	16名	天明	事前アンケートに関する 情報交換	9月4日 (水)	-	龍田	児童館・室の活動、 館・室の特色について 情報交換会
	1月18日 (木)	11名	東部	親子ふれあい遊び 情報交換会	2月20日 (木)	-	託麻	未定

児童館の広報について

各児童館で広報誌を発行し、児童館での配布のほか、近隣の保育園・幼稚園・小学校に配布するとともに、熊本市のホームページへ掲載している。

また、各行事の際にはチラシやポスターを作成し、児童館内や管内の小学校などに配布している。

児童館	広報の種類	配布先	記事の内容	配布時期	発行回数	
					令和6年度 予定	令和5年度 実績
西原公園児童館	西原公園児童館ホームページ	ホームページ閲覧者	児童館からのお知らせ 児童館施設内遊具等の案内 児童クラブ、朝の活動内容の案内	毎月末日	年12回	年12回
	広報誌「かけはし」	近隣（本荘・春竹校区）住民に配布 ホームページ閲覧者	児童館からのお知らせ 児童クラブ、朝の活動内容の案内	毎月末日	年12回	年12回
	児童館だより	ホームページ閲覧者	児童館からのお知らせ 児童クラブ、朝の活動内容の案内	毎月末日	年12回	年12回
	朝の活動だより	ホームページ閲覧者	参加者募集、活動内容のお知らせ	毎月末日	年12回	年12回
託麻児童館	児童館だより	管内6校区の自治会（回覧用）	施設及び講座等の案内	毎月末日	年12回	年12回
	熊本市ホームページ	閲覧者	施設及び講座等の情報	毎月末日	年12回	年12回
	熊本市LINE	閲覧者	施設及び講座等の情報	随時	随時	随時
秋津児童館	児童館だより	近隣地域の小学校(5校)、幼稚園・保育園・こども園(17園)、子育てサークル(7校区)、子育て支援センター(5カ所)、秋津デイサービスセンター、児童館、公民館内掲示スペース	児童館行事全般 (月の活動予定、単発教室等) 児童クラブ、単発教室の募集 子育てサークル情報	毎月末日	年12回	年12回
	秋津公民館ホームページ	閲覧者	児童館だより 児童クラブの案内や応募方法 イベントの告知、児童館の利用の仕方等	毎月末日	年12回	年12回
	子育て応援情報提供コーナー	ブレイルーム等に設置	児童館だより 秋津近隣地域子育てサークルチラシ 他児童館・児童室・東区の子育て支援センターのお便り掲示等	通年常設	通年常設	通年常設
	熊本市LINE	閲覧者	児童館だより	毎月末日	年12回	年3回
	校区子育てサークルへ参加	近隣校区の子育てサークル	児童館の紹介 厚生員による絵本読み聞かせ	1学期に1回	年3回	年1回
東部児童館	児童館だより	熊本市ホームページ添付 管内10カ所(こども園・幼・保) 熊日、母子施設、子育て支援関係施設、来館者	乳幼児を対象とした活動の広報	年12回	年12回	年12回
	児童館だより小学生版	熊本市ホームページ添付 管内8小学校 熊日、母子施設 子育て支援関係施設、来館者	小学生を対象とした活動の広報	年12回	年12回	年12回
	児童館行事、短期・単発講座案内等	熊本市ホームページ添付 管内(こども園・幼・保・小) LINE、熊日、母子施設、来館者 子育て支援関係施設、館内掲示板	児童館行事 短期・単発講座のお知らせ	随時	随時	随時
	東部まちづくりセンターだより	区管内各町内自治会回覧板による周知 来館者（希望者）	公民館全体の活動や募集 児童館の乳幼児活動・講座予定 小学生講座予定・募集要項など	年12回	年12回	年12回
	東部児童館ホームページ	閲覧者	児童館行事・活動のお知らせ 講座案内・募集について	毎月更新 (年12回)	年12回	年12回
西部児童館	児童館だより (小学生版)	市立小学校、市関係機関 児童館・児童室、来館者	児童館行事 児童クラブ開催日程 児童館からのお知らせ等	年12回	年12回	年12回
	にこにこだより (乳幼児向け)	区管内子育て支援センター 市関係機関、児童館・児童室、来館者	児童館行事 児童館からのお知らせ 朝の活動及び地域子育てクラブの活動日程等	年12回	年12回	年12回
	西部まちづくりセンター・公民館だより	区管内各町内自治会回覧版による周知 来館者	「西部児童館だより」 「にこにこだより」に掲載の行事 朝の活動等の日程 お知らせ等	年12回	年12回	年12回
	西部児童館ホームページ	熊本市ホームページ閲覧者	児童館だより・にこにこだよりの掲載 施設案内、活動の様子、 行事・児童クラブ・短期講座 地域子育てクラブの案内等	毎月更新 (全12回)	年12回	年12回
	児童館行事ポスター、チラシ	市立小学校、館内掲示	短期講座・児童クラブ等への参加募集 及び内容のお知らせ	随時	行事毎	行事毎
	S N S (FB、熊本市公式LINE等)	フォロワー及び西区の子育て情報配信希望者	児童館行事、児童クラブ開催日程 児童館からのお知らせ等	随時	行事毎	-

児童館	広報の種類	配布先	記事の内容	配布時期	発行回数	
					令和6年度 予定	令和5年度 実績
花園児童館	花園まちづくりセンター公民館だより	管内各町内自治会回覧板 掲示板による周知 公民館来館者（希望者）	花園児童館だよりに掲載する行事 児童クラブ及び児童館からのお知らせ等 朝の活動	毎月末日	年12回	年12回
	児童館だより（乳幼児・小学生向け）	管内小学校（花園・城西・池田の3校） 市の関係機関（こども支援課、保健こども課、保育 園、支援センター、こども文化会館） 児童館、児童室、来館者（希望者）	児童館行事、児童クラブ活動内容 持ち物等のお知らせ 朝の活動内容、申込期間、準備物等のお知らせ 母親クラブの活動内容等のお知らせ	毎月末日	年12回	年12回
	花園児童館行事ポスター・チラシ	児童館、公民館、掲示板等	児童クラブ等参加申込み	随時	行事毎	行事毎
	花園児童館ホームページ	閲覧者	児童館だより、施設案内 （広場、部屋、遊具等） 活動内容案内、児童クラブ 母親クラブ活動等の案内	毎月更新	年12回	年12回
幸田児童館	児童館だより （乳幼児向け）	こども支援課（各児童館・児童室）希望者、来館 者、総合子育て支援センター、幸田子育て支援セン ター、南区役所保健こども課	児童館行事 児童館からのお知らせ	毎月末日	年12回	年12回
	児童館だより （小学生向け）	小学校4校 （田迎・御幸・田迎南・田迎西） 希望者、来館者	児童館行事、児童クラブ 児童館からのお知らせ	毎月末日	年12回	年7回
	幸田だより	管内自治会に配布	児童館行事、児童クラブ 児童館からのお知らせ	毎月末日	年12回	年12回
	幸田児童館ホームページ	閲覧者	児童館行事、児童クラブ 児童館からのお知らせ	毎月更新	年12回	年12回
南部児童館	児童館だより （幼児版）	こども支援課（各児童館・児童室）希望者、来館 者、総合子育て支援センター、幸田子育て支援セン ター、南区役所保健こども課	児童館行事 児童館からのお知らせ	毎月末日	年12回	年12回
	児童館だより （小学生版）	管内小学校6校（城南・川尻・力合・力合西・日 吉・日吉東）希望者、来館者	児童館行事、児童クラブ 児童館からのお知らせ	毎月末日	年11回	年11回
	みなみ	管内自治会に配布	児童館行事、児童クラブ 児童館からのお知らせ	毎月末日	年12回	年12回
	南部児童館ホームページ	閲覧者	児童館行事、児童クラブ 児童館からのお知らせ	毎月更新	年12回	年12回
清水児童館	児童館かんだより （小学生版）	公民館HP添付・管内小学校4校 子育て支援関係施設4ヶ所 児童館・児童施設14ヶ所、来館者	児童館行事、児童クラブ 児童館からのお知らせ等	毎月末日	年11回	年11回
	児童館だより （乳幼児版）	公民館HP添付・管内幼稚園1園 子育て支援関係施設8ヶ所 児童館・児童施設14ヶ所、来館者	児童館行事（朝の活動含み） 児童館からのお知らせ等	毎月末日	年12回	年12回
	地域版だより （児童館版）	公民館ホームページ 管内各自治会・地域回覧版	児童館行事 児童館からのお知らせ等	毎月末日	年12回	年12回
	児童館内掲示	閲覧者	児童館行事・子育て支援	行事終了後	年6回	年6回
	熊本市SNS	閲覧者	児童館行事・子育て支援	行事終了後	年6回	年6回
龍田児童館	児童館かんだより（小学生向け）	近隣の小学校8校、地域内幼稚園・保育園10ヶ所、 児童館・児童室14ヶ所、子育て関連施設13ヶ所	児童館行事、児童クラブ 児童館からのお知らせ	毎月末日	年12回	年12回
	たんぼぼ広場（乳幼児向け）	地域幼稚園・保育園10ヶ所 子育て関連施設13ヶ所、児童館・児童室14ヶ所	児童館行事、子育てサロン案内 たんぼぼクラブ活動案内	毎月末日	年12回	年12回
	公民館だより	まちづくりセンター管内の6校区の 町内自治会を通じて配布	公民館からのお知らせ	毎月下旬	年12回	年12回
	龍田公民館HP	ホームページ閲覧者	施設案内・毎月のお便り	毎月更新	年12回	年12回
	熊本市北区Facebook	Facebook閲覧者	たんぼぼクラブ、児童館行事	適宜	適宜	年8回

児童館の予算について

西原公園児童館を除く9児童館については、まちづくりセンター等との複合施設のため、児童館の事業経費のみが対象となる。
西原公園児童館については、単独館のため、事業費及び施設管理経費等が対象となる。

児童館予算資料（R6当初予算・R5決算）

令和6年度（2024年度）当初予算

（単位：千円）

	西原公園	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	共通	総合計
人件費	3,147	3,233	6,645	6,590	9,414	6,422	6,414	6,473	6,386	6,426	-	61,150
報償費	609	174	162	165	156	84	126	132	153	180	7	1,948
需用費	877	122	347	203	140	129	119	96	88	70	464	2,655
役務費	110	11	11	11	11	11	11	11	11	11	-	209
委託料	996	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186	1,182
使用料等	80	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	85
備品購入費	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,330	1,405
補助費	108	150	150	150	150	150	150	150	150	150	-	1,458
合計	6,002	3,690	7,320	7,119	9,871	6,796	6,820	6,862	6,788	6,837	1,987	70,092

令和5年度（2023年度）決算

（単位：千円）

	西原公園	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	共通	総合計
人件費	2,835	2,737	5,596	5,435	8,212	5,601	5,591	5,569	5,201	5,620	-	52,397
報償費	246	126	183	163	158	81	126	132	153	162	-	1,530
需用費	571	239	157	143	160	88	119	135	219	171	-	2,002
役務費	66	11	11	-	11	11	11	11	11	11	-	154
委託料	845	-	-	-	-	-	-	-	-	-	160	1,005
使用料等	56	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	61
工事請負費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品購入費	62	585	160	-	-	327	50	152	98	140	-	1,574
補助費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	-	60
合計	4,681	3,698	6,112	5,741	8,541	6,108	5,897	5,999	5,682	6,164	160	58,783

※令和5年度（2023年度）執行予算　新型コロナウイルス感染症対策経費（上記予算外）
・国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を活用し、東部児童館が30,898円の予算を執行。
感染者発生後に消毒液やペーパータオルなど、感染対策に必要な物品の購入に充てた。

各項目の説明

人件費	児童館の児童厚生員の給与及び共済費等	役務費	主にマット等のクリーニング代
報償費	主に児童館で実施する講座の講師謝礼	委託料	電話料・回数券（西原公園児童館のみ）
需用費	児童館で使用する消耗品（文具、おもちゃ等）	使用料等	施設清掃等の委託にかかる費用
	児童館の救急用品購入費	工事請負費	主に複写機使用料
	児童館備品などの修繕費	備品購入費	児童館耐震化工事費
	施設の光熱費（西原公園児童館のみ） 等の事業及び施設管理に係る費用	補助費	児童館で使用する備品購入費 主に地域組織活動への事業補助

【児童福祉法】

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

②（略）

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二（略）

三（略）

③（略）

④（略）

⑤ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

⑥ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準第八条第二項（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第八十八条の六、第八十八条の七、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準

二～三 略

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準この府令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（設備の基準）

第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。

二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

（職員）

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

【熊本市児童館条例】

(設置)

第1条 児童の心身ともに健やかな育成を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、本市に児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
西原公園児童館	熊本市中央区九品寺4丁目24番4号
託麻児童館	熊本市東区長嶺東7丁目11番15号
秋津児童館	熊本市東区秋津3丁目15番1号
東部児童館	熊本市東区錦ヶ丘1番1号
西部児童館	熊本市西区小島2丁目7番1号
花園児童館	熊本市西区花園5丁目8番3号
幸田児童館	熊本市南区幸田2丁目4番1号
南部児童館	熊本市南区南高江6丁目7番35号
城南児童館	熊本市南区城南町舞原451番地9
清水児童館	熊本市北区清水亀井町14番7号
龍田児童館	熊本市北区龍田弓削1丁目1番10号

(事業)

第3条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊びの施設等を提供すること。
- (2) 健全な遊びを通じ、児童の集団的又は個別的な指導を行うこと。
- (3) 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成支援を図ること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の児童の健全育成のための活動その他の児童館の設置目的を達成するために必要な事業

(使用できる者の範囲)

第4条 児童館を使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) おおむね小学校終了までの児童。ただし、小学校就学前の児童については、保護者の同伴する者に限る。
- (2) 子ども会等児童によって組織された団体
- (3) 母親クラブ等児童の健全育成を目的として組織された団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(使用の許可)

第5条 児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可せず、既にした許可を取り消し、立入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 児童館の設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 児童館の施設を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。
- 2 前項の規定による許可の取消し等により生じた損害については、市はその責めを負わない。

(使用料)

第7条 児童館の使用料は、無料とする。

(損害賠償の義務)

第8条 児童館を使用する者は、児童館の建物又は設備を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(運営審議会)

第9条 児童館(城南児童館を除く。)の運営を効果的に行うため、熊本市児童館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、15人以内とし、市長が委嘱する。

3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定管理者による管理)

第10条 城南児童館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 前条の規定による指定を受けようとするものは、城南児童館の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 城南児童館の運営が、利用者の平等利用を確保することができること。

(2) その事業計画書の内容が、城南児童館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 第3条各号に掲げる事業について十分な専門的知識及び技能を持った人材を有していると認められること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、城南児童館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 城南児童館の使用の許可及びその取消しに関する業務

(2) 城南児童館の維持管理に関する業務

(3) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、城南児童館の管理運営上市長が必要と認める業務

(協定の締結)

第14条 指定管理者は、指定を受けるときは、市と城南児童館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第15条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第16条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項及び同法第67条に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、城南児童館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(熊本市西原公園児童館条例の廃止)

2 熊本市西原公園児童館条例(昭和52年条例第27号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、前項の規定による廃止前の熊本市西原公園児童館条例第5条又は熊本市区の設置等に関する条例(平成23年条例第61号)附則第2項の規定による廃止前の熊本市市民センター設置条例(昭和58年条例第7号。以下「廃止前の市民センター設置条例」という。)第6条の規定によりなされた使用の許可で施行日以後の使用に係るものについては、第5条の規定によりなされた使用の許可とみなす。

4 施行日の前日において廃止前の市民センター設置条例第10条第2項の規定により委嘱されている熊本市児童館運営審議会の委員(以下「旧熊本市児童館運営審議会委員」という。)は、第9条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の最初の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、旧熊本市児童館運営審議会委員の残任期間とする。

附 則(平成25年6月24日条例第35号)

1 この条例は、平成26年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和4年12月20日条例第62号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【熊本市児童館条例施行規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市児童館条例(平成23年条例第80号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時まで(城南児童館にあつては、午前9時30分から午後5時30分まで)とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 児童館の休館日は、次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、臨時に休館することができる。

(1) 城南児童館以外の児童館 次に掲げる日

ア 月曜日(月曜日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

イ 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 城南児童館 次に掲げる日

ア 毎月の第4水曜日(当該水曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

イ 12月29日から翌年1月4日まで

(使用手続)

第4条 児童館を使用(団体による使用を除く。)しようとする者は、児童館使用証(様式第1号。以下「使用証」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により使用証の交付を受けた者は、条例第5条第1項の許可を受けたものとみなす。

(使用証)

第5条 前条第1項の規定により使用証の交付を受けた者が児童館を使用するときは、当該使用証を受付に提示しなければならない。

(団体使用手続)

第6条 児童館を団体で使用しようとするときは、使用日前7日までに児童館団体使用許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を審査し、児童館の使用を適当と認めたときは、児童館団体使用許可証(様式第3号)を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第7条 第4条及び前条の許可を受けて児童館を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 児童館内で飲食し、又は火気を使用しないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(2) 児童館内で喫煙しないこと。

(3) 児童館内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(4) 使用した設備、備品等は、原状に復して整理整頓をすること。

(5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(6) 人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物等(身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。

(7) 児童館の職員の指示に従うこと。

(審議会の構成)

第8条 条例第9条の熊本市児童館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公民館の代表者
- (3) 児童委員
- (4) 学校長
- (5) PTAの代表者
- (6) ボランティア団体の代表者
- (7) 子ども会の代表者
- (8) 母親クラブの代表者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(付議事項)

第9条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 児童館の運営方針に関する事。
- (2) 児童館の使用の普及に関する事。

(指定申請書に添付する書類)

第10条 条例第11条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 条例第11条第2項第4号に掲げる基準を満たすことを説明する書類
- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(協定に定める事項)

第11条 条例第14条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 開館時間及び休館日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(熊本市西原公園児童館条例施行規則の廃止)

2 熊本市西原公園児童館条例施行規則(昭和52年規則第42号)は、廃止する。

(熊本市市民センター設置条例施行規則の廃止)

3 熊本市市民センター設置条例施行規則(昭和58年規則第21号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の日前に交付を受けた附則第2項の規定による廃止前の熊本市西原公園児童館条例施行規則第6条第2項に規定する許可証又は前項の規定による廃止前の熊本市市民センター設置条例施行規則第6条第2項に規定する許可証は、第6条第2項に規定する許可証とみなす。

附 則(平成25年7月17日規則第61号)

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則(令和2年3月16日規則第12号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

【熊本市児童館運営審議会規程】

(目的)

第1条 この規程は、熊本市児童館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び職務代理者)

第2条 審議会には、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面審議)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、会議を招集する必要がないと認める案件を審議するとき、又はその他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権を行使する者は、前条第2項及び第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規程は、平成13年8月28日から施行する。

附則

この規程は、令和2年11月30日から施行し、令和2年11月6日から適用する。